茨城県庁生活協同組合員の皆さまへ

2023年度

団体傷害・疾病保険のご案内

団体総合生活補償保険（標準型）・団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型）

★おすすめポイント★

お役に立っています！
約1,500名が加入！
保険金の支払い状況　**約260件　お支払総額：約2,200万円**　（2022年１月から2022年12月末実績）

1. 総合傷害補償プランは、**「特定感染症」、「熱中症」、「地震や噴火またはこれらを原因とする津波によるケガをされた場合」の入院・通院等も補償対象となります。**
2. 総合傷害補償プランは、**健康状況告知不要**でご加入いただけます。
   2023年6月28日（保険始期日）時点で満89才以下の方にご加入いただけます。
3. 病気補償プランは、2023年6月28日（保険始期日）時点で、生後15日以上満89才以下の方にご加入いただけます。

＜自動継続の取扱いについて＞
前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）
※保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

団体制度のメリット

１．割引適用　最大24%（傷害部分24%／疾病部分20%）

団体割引20%・損害率による割引5%(傷害部分)が適用されます！
※　団体割引（20%）は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
損害率による割引（5%）は、この団体契約における過去一定期間の保険料の合計とお支払いした保険金の合計の割合に応じて、割引が適用されます。

２．お手続きが簡単　給与控除・口座振替による自動継続方式

- 加入申込票のご提出だけでお申込は完了です。医師の審査は不要！
- 自動継続のため、継続加入漏れの心配はありません！
- 保険料は給与控除(現職)・口座振替(ひばり会)させていただきますので、払込みの手間は不要！

保険期間	**2023年6月28日午後４時～2024年６月28日午後４時（１年間）**
申込締切日	**2023年６月15日（木）必着**
加入申込票提出先	**茨城県庁生活協同組合・事務室までご提出ください。** **（内線：６１５４／外線直通：０２９－３０１－６１５０・６１５４）** **★新規加入、加入内容変更をご希望の方は、お申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。**
お申込人となれる方	**茨城県庁生活協同組合の組合員に限ります。**
保険料払込方法	**【現職の方】2023年８月より毎月給与控除（分割１２回）** **【ひばり会の方】2023年８月より毎月口座振替（分割１２回）**
中途加入について	**毎月15日までに申し込みいただいた場合、同月28日から補償開始** **加入月の２か月後から毎月給与控除（現職）・口座振替（ひばり会）**

茨城県庁生活協同組合

団体傷害・疾病保険のご案内

団体傷害・疾病保険　◇◆ 目次 ◆◇

◆保険金お支払い事例 … 2ページ

◆総合傷害補償プラン … 3ページ

◆病気補償プラン … 5ページ

◆ 交通事故傷害プラン（継続加入のみ） … 7ページ

◆ 加入申込票記入要領 … 8ページ

◆ 健康状況告知書ご記入のご案内 … 10ページ

◆ 保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合 … 11ページ

◆ ご加入条件・ご注意事項 … 22ページ

◆ ご加入内容確認事項 … 24ページ

◆ 個人情報の取扱いについて・重要事項のご説明 … 25ページ

補償内容等の変更点

●2021年6月28日始期契約以降は総合傷害補償プランは3つの特約をセットしています。

■特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
特定感染症により入院や通院された場合等も、補償対象となります
支払対象保険金：特定感染症による後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金

■熱中症危険補償特約
熱中症により入院や通院された場合等も、補償対象となります
支払対象保険金：傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害通院保険金・傷害手術保険金

■天災危険補償特約
地震や噴火またはこれらを原因とする津波によるケガをされた場合も、補償対象となります
支払対象保険金：
傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金・傷害入院保険金・傷害通院保険金・傷害手術保険金

●2020年6月28日始期契約以降は商品改定により、保険始期日時点で89才以下の方が加入することができます。

●2016年6月28日始期契約以降は商品改定により「携行品損害補償特約」から漁具が補償対象外となっておりますのでご注意ください。

保険金お支払い事例

＜総合傷害補償プランにご加入の場合＞ ケガの場合のお支払い例

職場の階段で転倒し、骨折。
14日間入院後、10日間通院。

ＡＡセットに加入されている場合

◎ 傷害入院保険金 日額8,000円×14日＝ 112,000円

◎ 傷害通院保険金 日額4,000円×10日＝　40,000円

お支払い合計額 **152,000円**

＜病気補償プランにご加入の場合＞ 病気の場合のお支払い例

盲腸で手術（入院中）。
7日間入院後、2日間通院。

Ｉセットに加入されている場合

◎ 疾病入院保険金 日額5,000円× 7日＝　35,000円

◎ 疾病手術保険金　5,000円×10倍＝　50,000円

◎ 疾病通院保険金 日額2,500円× 2日＝　5,000円

お支払い合計額 **90,000円**

＜総合傷害補償プランと病気補償プランにご加入の場合＞ 特定感染症の場合のお支払い例

特定感染症を発症。
本人含めて家族3人全員が感染。
それぞれ10日間の入院。

総合傷害補償プラン家族型ＥＥセットと
家族全員それぞれが病気補償プランＩセットに加入されている場合

◎ 傷害入院保険金 日額3,000円×10日×3人＝ 90,000円

◎ 疾病入院保険金 日額5,000円×10日×3人＝ 150,000円

お支払い合計額 **240,000円**

＜総合傷害補償プランにご加入の場合＞ 日常生活賠償特約のお支払い例

※日常生活賠償特約をセットしない「基本セット名＋N」の方は補償対象外となります。詳細はP4・P7をご確認ください

子どもが自転車で走行中、交差点で横断歩道を横断中の女性と衝突。相手側の女性は脳挫傷等で３日後に死亡した。

賠償額5,930万円の場合

◎日常生活賠償保険金　59,300,000円

お支払い合計額 **59,300,000円**

総合傷害補償プラン

団体総合生活補償保険（標準型）

3つの特約をセットし、さらに充実！

ご加入いただける方：2023年6月28日（保険始期日）時点で満89才以下の方

◎ 特徴 ◎

◆ 24時間補償！

◆ 国内・国外問わず補償！

このような
ときに
お役に立ちます

階段から落ちて
ケガをしてしまった

スポーツ中に
ケガをした

ドライブ中に
ケガをした

自転車で転んで
ケガをした

など

保険金額・保険料

保険金額は夫婦型・家族型の場合、本人・配偶者・親族とも各セット共通です。

基本セット

	個人型				
傷害死亡・後遺障害（*）保険金額	200万円	300万円	400万円	800万円	1,600万円
傷害入院保険金日額	4,000円	5,000円	8,000円	16,000円	24,000円
傷害手術保険金	入院中の手術 ： 傷害入院保険金日額の10倍 ／				
傷害通院保険金日額	2,000円	2,500円	4,000円	8,000円	10,000円
日常生活賠償保険金額	1億円				
セット名	**ＳＳ**	**ＸＸ**	**ＡＡ**	**ＢＢ（注）**	**ＣＣ（注）**
月払保険料	1,170円	1,500円	2,250円	4,390円	6,410円

オプションのみのご加入はできません。必ず**総合傷害補償プラン・基本セット**とあわせてご加入ください。

オプション補償

		個人型	夫婦型	家族型
携行品損害保険金	**保険金額**	50万円（免責金額　3,000円） ＊損害の額は１個、１組または１対のものについて１０万円限度となります。 詳細は１２ページ「携行品損害保険金」の欄をご確認ください。		
	セット名	**10A**	**10B**	**10C**
	月払保険料	250円	300円	380円
受託物賠償責任保険金	**保険金額**	30万円（免責金額　5,000円）		
	セット名	**20A**	**20B**	**20C**
	月払保険料	30円	30円	30円

このような
ときに
お役に立ちます

【携行品損害保険金】

外出先でカメラを落として壊した

【受託物賠償責任保険金】

学校から貸し出しされたタブレットを誤って壊し、法律上の損害賠償責任を負った

など

日常のケガなどのさまざまなリスクに備えます

全ての基本セットで補償

熱中症で入通院した

地震で家具が倒れてきて
ケガをした

特定感染症に
感染して入通院した

【日常生活賠償保険金】

自転車に乗っていて、他人に
ケガをさせた

など

※保険始期日時点で満89才を超える方は別途ご相談ください。

夫婦型		家族型　*被保険者（補償の対象者）の範囲は25～26ページ参照				
200万円	300万円	100万円	100万円	200万円	300万円	300万円
10,000円	5,000円	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円
入院中以外の手術　：　傷害入院保険金日額の　5倍						
5,000円	2,500円	2,000円	2,500円	5,000円	7,500円	2,500円
（免責金額なし）						
DD	YY	EE	FF	GG	HH	ZZ
4,520円	2,710円	3,230円	4,260円	8,420円	12,550円	5,020円

（＊）傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

（注）15才未満の方は、基本セットBB、CCにはご加入いただけません。また、被保険者1名あたりの加入限度額は、15才以上の場合は全セット合算で傷害入院保険金日額30,000円、傷害通院保険金日額20,000円、15才未満の場合は全セット合算で傷害入金保険金日額15,000円、傷害通院保険金日額10,000円です。加入限度額範囲内でご加入ください。

- 被保険者本人となれる方の範囲は22ページをご覧ください。
- 傷害保険金は、健康保険など各種保険や第三者からの賠償金とは関係なくお支払いします。
- 3～4ページ記載の保険料は職種級別Ａ（事務職・主婦等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。（注）夫婦型・家族型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。
- 「オプション補償」のみのご加入はできません。
- 「日常生活賠償保険金」と「受託物賠償責任保険金」は、ご加入者本人の家族も自動的に被保険者（補償の対象）となります。詳細は、26ページをご確認ください。したがって、ご加入は１家族で１セットのみです。
- 被保険者の範囲は保険金支払事由発生時のものとなります。

◇ 日常生活賠償特約（日常生活賠償保険金）は、総合傷害補償プランに基本セットされますが、補償内容が同様の保険契約（例：自動車保険の日常生活賠償特約など）があると、補償の重複が生じることが あります。ご加入内容をご確認いただき、日常生活賠償特約のご加入を希望されない方は、以下の通り加入申込票にご記入ください。

申込票･加入セット欄	申込票･保険料欄
「基本セット名＋Ｎ」とご記入ください。（例：SSN）	上記各セットの保険料から110円引いた金額をご記入ください。

病気補償プラン 団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型）

病気のリスクに備えます

ご加入いただける方：2023年6月28日（保険始期日）時点で生後15日以上満89才以下の方で、総合傷害補償プランまたは交通事故傷害プランの個人型・夫婦型・家族型いずれかに加入されている方

このような
ときに
お役に立ちます

盲腸で
入院した

ガンで
手術した

病気オプション
【先進医療費用保険金
補償特約】にご加入
された場合のみ
国内で先進医療を受ける際に
かかった費用を補償します！

など

保険金額・保険料

病気補償プランは個人型のみのため、被保険者さま1人ずつの加入となります。

★ 被保険者本人となれる方は、組合員本人、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族・家事使用人です。
＊この保険の保険期間は１年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

基本セット

	個人型
疾病入院保険金日額	5,000円
疾病手術保険金	入院中の手術　：疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術　：疾病入院保険金日額の　5倍
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍
疾病通院保険金日額 （入院終了後の通院）	2,500円

セット名	Ⅰ				
満年齢(※)	月払保険料	満年齢(※)	月払保険料	満年齢(※)	月払保険料
生後15日～4才	490円	30～34才	570円	60～64才	2,490円
5才～9才	370円	35～39才	610円	65～69才	3,940円
10～14才	180円	40～44才	640円	70～74才	6,020円
15～19才	180円	45～49才	840円	75～79才	10,150円
20～24才	280円	50～54才	1,170円	80～84才	16,120円
25～29才	440円	55～59才	1,670円	85～89才	18,130円

(※)年齢は保険始期日時点での満年齢になります。

オプションのみのご加入はできません。必ず**病気補償プラン・基本セット**とあわせてご加入ください。

オプション補償

先進医療費用保険金	保険金額	1,000万円
	セット名	J
	月払保険料	60円

◇先進医療費用保険金（オプションJセット）は、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

総合傷害補償プラン（ケガのみの補償）にご加入のみなさまへ

病気による入院にも備えましょう。

ケガ以外（病気）による入院は、

入院全体の実に

● 今は健康でも「もしも」は突然やってきます。病気で入院した際の支出への備えはされていますか。

病気で入院する人って そんなに多いの？

ケガのみの補償にご加入の
A美さん

病気入院に備える保険は 他で入っているから必要ないよ。

他の保険にもご加入の
B次郎さん

入院患者の約９割がケガ以外（病気）を理由に入院しています。病気入院こそ備えが必要なんです。

ケガ以外（病気）による入院が
約９割

推計入院患者数（千人）

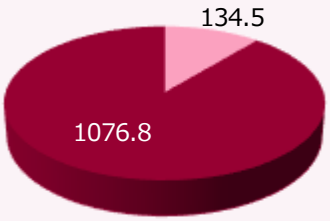

■ ケガに起因する入院
■ ケガ以外（病気）に起因する入院

厚生労働省「令和２年 患者調査」

入院１日あたりの自己負担費用は 約7割の方が10,000円以上 です。 補償の上乗せとしてのご加入もできます。

入院時の１日あたりの自己負担費用※

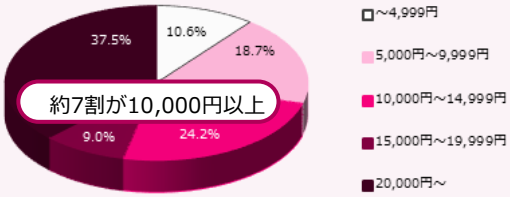

※治療費/食事代/差額ベッド代に加え、交通費や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額
※集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人

公益社団法人生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

団体傷害・疾病保険のご加入にあたっては、総合傷害補償プラン＋病気補償プランがおすすめです！

先進医療に要する費用は、全額自己負担です。

❶ 先進医療に要する費用※1を補償

たとえば、がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担は…

重粒子線治療　約316万円※2

その他にも、先進医療にはさまざまな高度な医療があります。

❷ 先進医療を受けるための交通費・宿泊費(1泊につき1万円限度)も補償

たとえば、重粒子線治療を実施している医療機関は

全国で7(千葉県・兵庫県・群馬県・佐賀県・神奈川県・大阪府・山形県)病院に限られます。※3

※１　先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。
※２　厚生労働省「第117回先進医療会議」資料の「令和4年度先進医療技術の実績報告（令和3年7月1日～令和4年6月30日）」より
※３　令和5年1月1日 現在　厚生労働省ホームページより
(注)　先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は変動します。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

交通事故傷害プラン＜新規募集停止＞しています

補償が限定される「交通事故傷害プラン」は、**自動継続・変更・脱退のみ**とさせていただいております。

交通事故傷害プラン
団体総合生活補償保険（標準型）

補償範囲が限定されています。(詳細は11～12、14ページをご覧ください。)

交通事故傷害プランに継続加入いただけるのは、2023年6月28日(保険始期日)時点で満89才以下の方です。

このような
ときに
お役に立ちます

ドライブ中に
ケガをした

自転車で転んで
ケガをした

エスカレーターで
転んでケガをした

「交通事故傷害プラン」は交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、20ページ記載の交通事故によるケガに限り補償します。

など

保険金額・保険料

保険金額は夫婦型・家族型の場合、本人・配偶者・親族とも各セット共通です。

基本セット	個人型		夫婦型	家族型		
セット名	L	M	N	O	P	Q
傷害死亡・後遺障害（＊）保険金額	200万円	200万円	800万円	400万円	800万円	1,000万円
傷害入院保険金日額	15,000円	15,000円	16,000円	8,000円	16,000円	24,000円
傷害手術保険金	入院中の手術　：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の 5倍					
傷害通院保険金日額	7,500円	7,500円	8,000円	4,000円	8,000円	10,000円
日常生活賠償保険金額	なし	1億円（免責金額なし）				
月払保険料	1,110円	1,220円	2,290円	1,750円	3,420円	4,390円

★ 補償範囲が「交通事故」のみに限定されます。保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合についての詳細は、11～12,14ページをご覧ください。

（＊）傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の４％～１００％をお支払いします。

（注）15才未満の方は、基本セットP、Qへの変更はできません。また、被保険者1名あたりの加入限度額は、15才以上の場合は全セット合算で傷害入院保険金日額30,000円、傷害通院保険金日額20,000円、15才未満の場合は全セット合算で傷害入金保険金日額15,000円、傷害通院保険金日額10,000円です。加入限度額範囲内でご加入ください。

- 「日常生活賠償保険金」は、ご加入者本人の家族も自動的に被保険者（補償の対象）となります。
  詳細は、２6ページをご確認ください。したがって、ご加入は１家族で１セットのみです。
- 被保険者の範囲は保険金支払事由発生時のものとなります。

◇ 日常生活賠償特約（日常生活賠償保険金）は、上記Ｍ～Ｑプランに基本セットされますが、 補償内容が同様の保険契約（例：自動車保険の日常生活賠償特約など）があると、補償の重複が生じることが あります。ご加入内容をご確認いただき、日常生活賠償特約のご加入を希望されない方は、以下 の通り加入申込票にご記入ください。

申込票・加入セット欄	申込票・保険料欄
「基本セット名＋Ｎ」とご記入ください。（例：ＮＮ）	上記各セット（Ｌ以外）の保険料から110円引いた金額をご記入ください。

総合傷害補償プラン・交通事故傷害プラン ＜記入要領＞

＜新規にご加入の場合＞

ご希望のプランの加入内容欄にお名前（カタカナ）・生年月日・年齢・性別・職業名・職種名・職種コード・職種級別・団体との関係（組合員→１　配偶者→２　こども→３）・加入セットなどをご記入ください。

★加入内容欄のセットは、パンフレット3～4ページ記載の総合傷害補償プランのセット名をご記入ください。

★交通事故傷害プランの新規のご加入は出来ません。

＜共通事項＞

申込人氏名欄：フルネームでご署名ください。

＜変更のない場合＞自動継続ですので、ご提出不要です。

＜継続しない場合＞

【継続加入しない】に○印を記入してご提出ください。

＜新規加入の場合＞

【新規に加入する】に○印を記入してご提出ください。

＜変更される場合＞

【内容を変更する】に○印を記入し、印字されている加入内容欄のセットを**二重線で消して**変更のセットをご記入ください。

例）　~~ＤＤ~~　ＦＦ

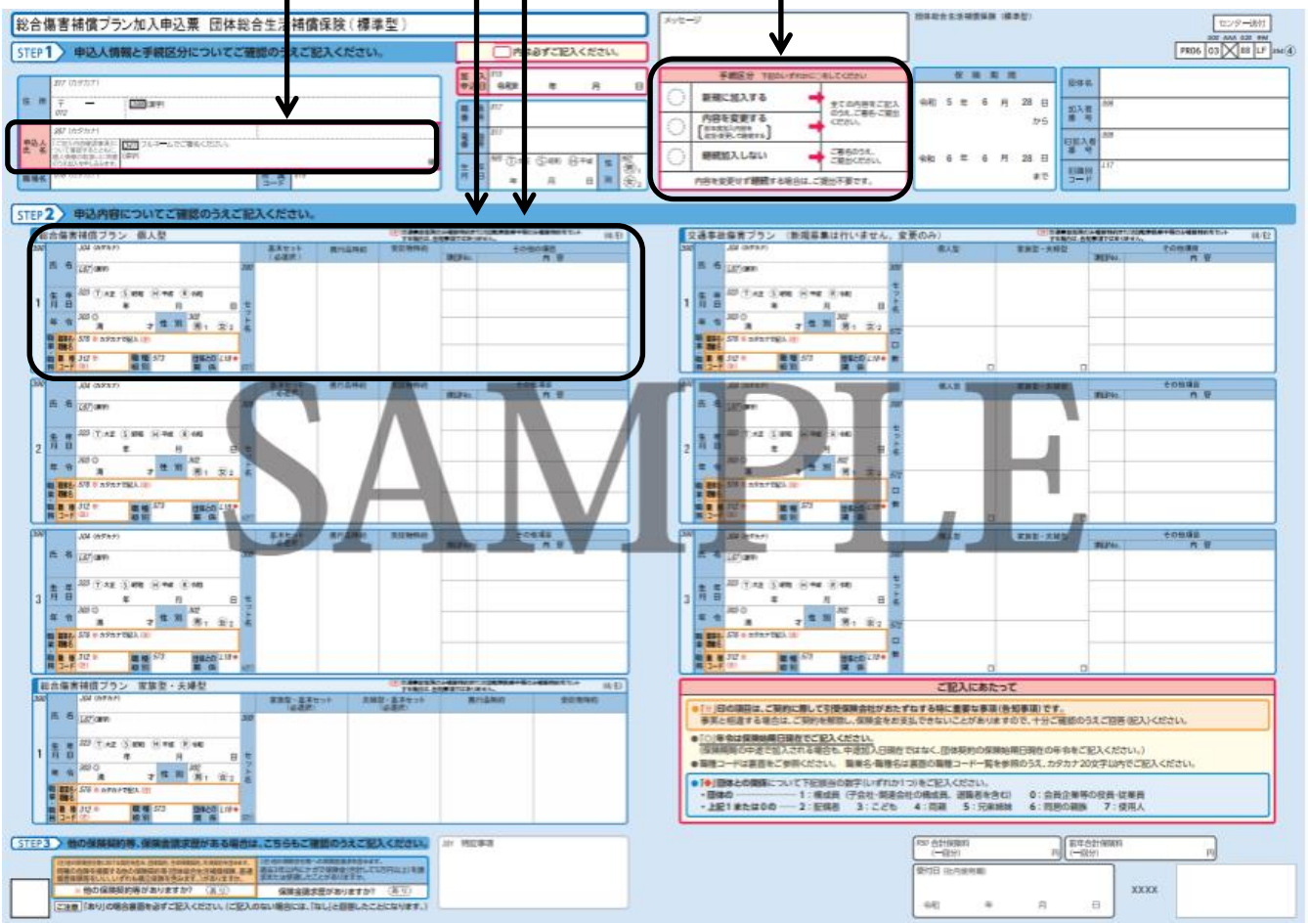

＜オプションをご希望の場合＞　加入内容欄に以下をご記入ください。

携行品：個人型→１０Ａ、夫婦型→１０Ｂ、家族型→１０Ｃ

受託物賠償：個人型→２０Ａ、夫婦型→２０Ｂ、家族型→２０Ｃ

◇**日常生活賠償特約のご加入を他の保険との重複によりご希望されない場合**は、

加入内容のセット名欄に「セット名＋**Ｎ**」とご記入ください。　（例：SSN）

病気補償プラン ＜記入要領＞

申込人氏名欄：フルネームでご署名ください。
告知者ご署名欄：新規にご加入される方、先進医療費用保険金補償特約を追加される方は、別紙「団体総合生活補償保険（MS＆AD型）健康状況告知質問事項」に沿って、質問①～質問③および該当疾病にご回答いただき、被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知日は記入日です。

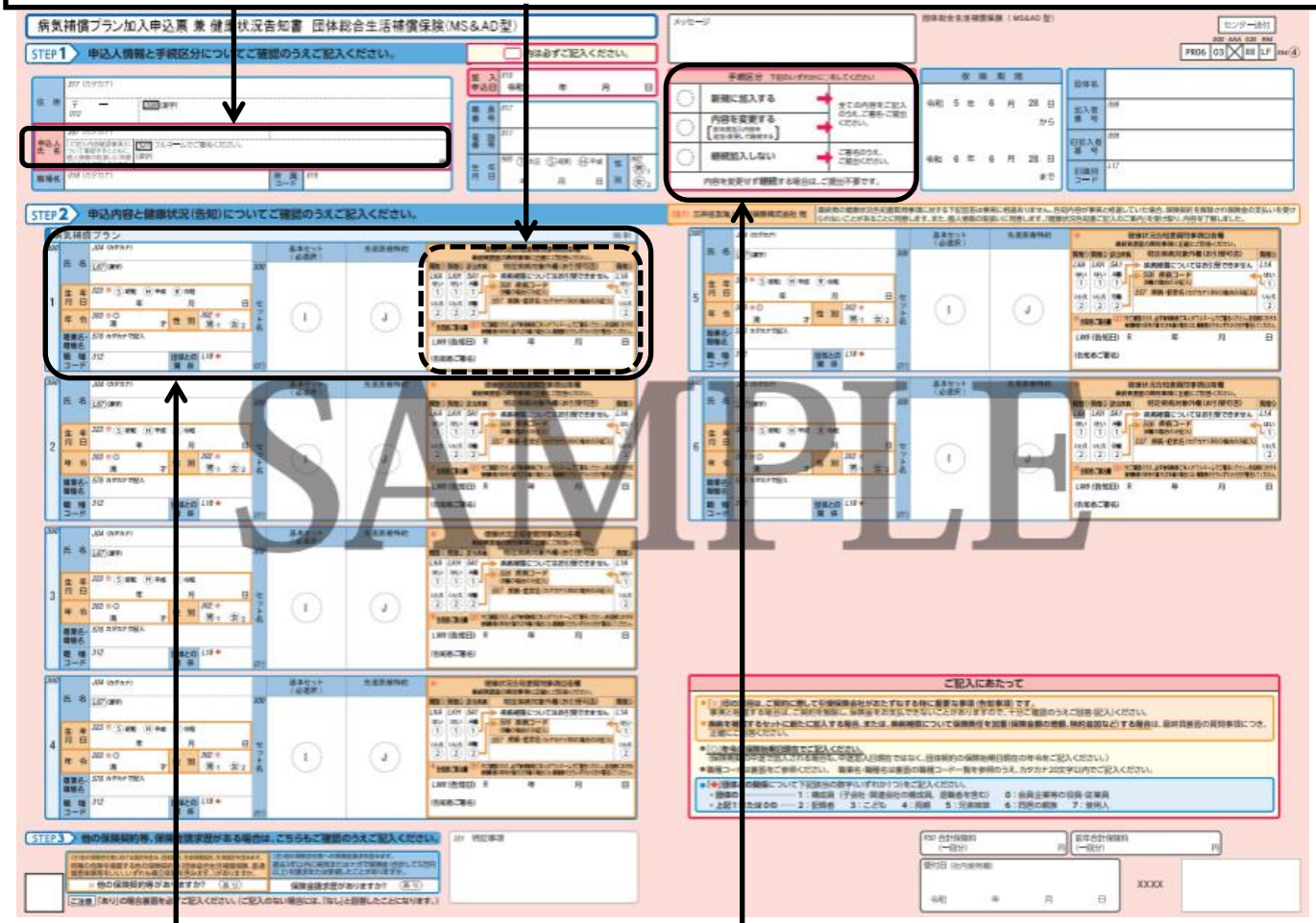

＜変更がない場合＞自動継続ですので、ご提出不要です。
＜継続しない場合＞【継続加入しない】に○印を記入してご提出ください。
＜新規加入の場合＞【新規に加入する】に○印を記入してご提出ください。
＜先進医療費用保険金補償特約を追加される場合＞
【内容を変更する】に○印を記入してご提出ください。

①申込内容欄
お名前(カタカナ)・生年月日・年齢・性別・職業名・職種名・職種コード・団体との関係（組合員→１
配偶者→２　こども→３）などをご記入ください。

②加入セット選択欄
基本セットのみに加入の場合は（Ｉ）に○印を記入し、先進医療費用保険金補償特約にも加入される場合は（Ｉ）（Ｊ）に○印をご記入ください。

＜該当疾病がある場合＞
Ａ欄→お引受できません。　　Ｂ欄→該当の疾病コードと疾病名称をご記入ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD型）　健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。
＜継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。＞
(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性
健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。
（注）告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い
「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い
・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合
「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6．保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
先進医療費用保険金補償特約	

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ
※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たに加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(＊1)より前に発病した病気(＊2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(＊3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(＊1)より前に被ったケガまたは発病した病気(＊2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（＊１）同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時をいいます。
（＊２）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
（＊３）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点
・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ	
特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

※印を付した用語については、２０～２１ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

＜総合傷害補償プラン・交通事故傷害プラン＞団体総合生活補償保険（標準型）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に死亡された場合 (注)L・M・N・O・P・Qセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注１）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注２）既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に後遺障害※が発生した場合 (注)L・M・N・O・P・Qセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４%～１００%） （注１）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注２）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて１８０日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて１８１日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注３）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注４）既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） (注)L・M・N・O・P・Qセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 （注１）事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は１８０日が限度となります。 （注２）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に手術※を受けられた場合 (注)L・M・N・O・P・Qセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	①　入院※中に受けた手術※の場合 傷害入院保険金日額 × １０ ②　①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × ５ （注）１事故に基づくケガ※について、１回の手術に限ります。また、１事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	傷害通院保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注1）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 （注２）L・M・N・O・P・Qセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 （注１）事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は９０日が限度となります。 （注２）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注３）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①　保険期間中の次のア．またはイ．の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②　日本国内において保険期間中の次のア．またはイ．の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等（＊1）を運行不能（＊2）にさせ、法律上の損害賠償　責任を負われた場合 ア．本人の居住の用に供される住宅（＊3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ．被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （＊1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 （＊2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 （＊3）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額　＋　判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金　－　被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額　－　免責金額※（０円） （注１）１回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 （注２）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注３）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注４）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注５）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 （携行品損害補償特約用） セット	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品（＊1）に損害が発生した場合 （＊1）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（＊2）をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 （＊2）「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	損害の額　－　免責金額※（１回の事故につき３，０００円） （注１）損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 （注２）損害の額は、１個、１組または１対のものについて１０万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については１回の事故につき５万円が限度となります。 （注３）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 （注４）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中で、受託物（＊1）を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊（＊2）・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 （＊1）「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 （＊2）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（＊）　＋　判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金　－　被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額　－　免責金額※（１回の事故につき5,000円） （＊）被害受託物の時価額が限度となります。 （注１）保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 （注２）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注３）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注４）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、発病の日からその日を含めて１８０日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 （４%～１００%） （注１）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。 （注２）被保険者が発病※の日からその日を含めて１８０日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて１８１日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 （注３）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注４）既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ①　入院※した場合 ②　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第１８条第２項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数 （注１）特定感染症※を発病※した日からその日を含めて１８０日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は１８０日が限度となります。 （注２）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注３）特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため通院※された場合 （以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 （注１）特定感染症※を発病※した日からその日を含めて１８０日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は９０日が限度となります。 （注２）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院※された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 （注３）傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注４）特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
天災危険補償特約 （SS・XX・AA・BB・CC・DD・YY・EE・FF・GG・HH・ZZセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約 （EE・FF・GG・HH・ZZ・O・P・Qセット）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約 （DD・YY・Nセット）	
熱中症危険補償特約 （SS・XX・AA・BB・CC・DD・YY・EE・FF・GG・HH・ZZセット）	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、２０～２１ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

＜総合傷害補償プラン・交通傷害プラン＞団体総合生活補償保険（標準型）

<table>
<tr><th colspan="2">保険金の種類</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="5">傷害保険金</td><td>傷害死亡保険金
★傷害補償（標準型）特約</td><td rowspan="5">●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※
●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ
●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ
●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（SS・XX・AA・BB・CC・DD・YY・EE・FF・GG・HH・ZZセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。）
●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※
●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）
●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎
●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
など
（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

＜家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合＞
<table><tr><td>上記に追加される事由</td><td>●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ（交通事故危険のみ補償特約をセットする場合は適用しません。）</td></tr><tr><td>上記から除外される事由</td><td>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</td></tr></table>
＜交通事故危険のみ補償特約をセットする場合＞
<table><tr><td>上記に追加される事由</td><td>●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ
●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ
●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ
●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ
など</td></tr><tr><td>上記から除外される事由</td><td>●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>傷害後遺障害保険金
★傷害補償（標準型）特約</td></tr>
<tr><td>傷害入院保険金
★傷害補償（標準型）特約</td></tr>
<tr><td>傷害手術保険金
★傷害補償（標準型）特約</td></tr>
<tr><td>傷害通院保険金
★傷害補償（標準型）特約</td></tr>
<tr><td colspan="2">日常生活賠償保険金
★日常生活賠償特約</td><td>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害
●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任
●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任
●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任
●心神喪失に起因する損害賠償責任
●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任
●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
●戦争、その他の変乱※、暴動による損害
●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
など</td></tr>
</table>

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害　など
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害　など
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて１０日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。） など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

※印を付した用語については、２０～２１ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

＜病気補償プラン＞団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病保険金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット １９ページ(☆)参照	保険期間の開始後（＊）に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （＊）病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 （注１）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・１回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注２）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット １９ページ(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に手術※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（＊）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （＊）病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	１回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①　入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × １０ ②　①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × ５ （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか１つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②１回の手術を２日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が１日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が１回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて１４日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット １９ページ(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に放射線治療※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（＊）に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （＊）病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	１回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × １０ （注１）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか１つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注２）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて６０日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
疾病保険金	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット １９ページ(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 （注１）疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※（１８０日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,０９５日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して１８０日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・１回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※（９０日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注２）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注３）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注４）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて１８０日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。
	先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療（＊1）を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 （注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気（＊2）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気（＊2）を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （＊１）「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 （＊２）先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア．先進医療に要する費用（＊） イ．先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ．先進医療を受けるための宿泊費（１泊につき１万円限度） （＊）先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 （注１）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 （注２）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 （注３）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、２０～２１ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

＜病気補償プラン＞団体総合生活補償保険（ＭＳ＆ＡＤ型）

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（＊1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（＊2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（＊2） ●妊娠または出産（「療養の給付」等（＊3）の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（＊4）（加入者証等に記載されます。） など （注）保険期間の開始時（＊5）より前に発病※した病気（＊4）については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日（＊6）からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊１）「精神障害」とは、平成６年１０月１２日総務庁告示第７５号に定められた分類項目中の分類コードＦ００からＦ０９またはＦ２０からＦ９９に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ＩＣＤ－１０（２００３年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存　など （＊２）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊３）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 （＊４）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊５）病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊６）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ※ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払い対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 ●疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。 （注）保険期間の開始時（＊5）より前に被ったケガまたは発病※した病気（＊4）については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊４）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊５）先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
病気※を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（＊1）の原因となった病気（＊2）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
②この保険契約のお支払条件で算出した金額
ただし、病気（＊2）を発病した時が、その病気による入院（＊1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して１年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
（＊１）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
（＊２）疾病入院（＊1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」/補償対象外となる主な「受託物」

１．補償対象外となる運動等
山岳登はん（＊1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊2）操縦（＊3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

（＊１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが５m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
（＊２）グライダーおよび飛行船は含みません。
（＊３）職務として操縦する場合は含みません。
（＊４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

２．補償対象外となる職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

３．補償対象外となる主な「携行品」
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）およびこれらの付属品、携帯電話・ＰＨＳ・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

４．補償対象外となる主な「受託物」
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

用語	説明
あ	
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
か	
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
競技等	競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。） ・交通事故危険のみ補償特約 （＊）いずれもそのための練習を含みます。
頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒　②ウイルス性食中毒 （＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。 ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
交通事故	次の事故をいいます。 ①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等(*) ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*) ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。） ④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*)（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。） ⑥交通乗用具の火災 （＊）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
さ	
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 【適用される保険金の名称】 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 【適用される保険金の名称】 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

用語	説明
さ	
酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（＊1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療※に該当する診療行為（＊2） （＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （＊2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た	
治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症（注） （注）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
な	
入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
は	
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
発病	医師※の診断（＊）による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。 （＊）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （注）①の診療行為は、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
ま	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご加入条件

- 申込人：お申込人となれる方は茨城県庁生活協同組合の組合員に限ります。
- 被保険者となれる方の範囲

＜家族型、夫婦型＞
この制度で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、茨城県庁生活協同組合の組合員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
（＊）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
＜個人型、病気補償プラン＞
被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、茨城県庁生活協同組合の組合員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（＊）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

●この保険は茨城県庁生活協同組合が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。
引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上（幹事会社）	引受割合	９５％
損保ジャパン	〃	５％

※病気補償プラン（団体総合生活補償保険（MS&AD型））については、三井住友海上が１００％の引受となります。
●この保険の保険期間は１年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は９０％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は１００％補償されます。

【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は８０％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は１００％補償されます。

【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

＜税法上の取扱い＞（２０２３年２月現在）
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注１）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセット（病気補償プラン以外のセット）の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
（注２）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

●保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡（連絡先は裏表紙参照）
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から３０日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞
●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
・引受保険会社所定の保険金請求書
・引受保険会社所定の同意書
・事故原因・損害状況に関する資料
・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）　等）
・引受保険会社所定の診断書
・診療状況申告書
・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
・死亡診断書
・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

＜代理請求人について＞
●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。**また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の３親等内の親族」
（＊）法律上の配偶者に限ります。

＜保険金支払いの履行期＞
●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（＊1）をご提出いただいてからその日を含めて３０日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（＊2）を終えて保険金をお支払いします。（＊3）
（＊１）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
（＊２）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（＊３）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
＜示談交渉サービス＞
日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
〇１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
〇相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
〇相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
〇被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. **保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
・保険金額（ご契約金額）
・保険期間（保険のご契約期間）
・保険料・保険料払込方法

2. **加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。**
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。	
□	加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ 「年齢」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入ください。 ＊ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
□	加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？ または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
□	加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。	
②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。	
□	◆「複数の方を保険の対象にするセットをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
□	◆「健康状況告知をしていただく契約のセットをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. **次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。**
・この保険制度に新規加入される場合
・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更　など）
・既にご加入されているがご継続されない場合

ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1．商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入セット	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	－	－
夫婦型(*1)	○	○	－
家族型(*1)	○	○	○

●保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金が支払われる事故（○：補償対象　×：補償対象外）	
		右記以外	交通事故
特約セットなし		○	○
特約セット	交通事故危険のみ補償特約	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	（ａ）本人(＊２） （ｂ）本人(＊２）の配偶者 （ｃ）同居の親族（本人（＊２)またはその配偶者と同居の、本人（＊２)またはその配偶者の６親等内の血族および３親等内の姻族） （ｄ）別居の未婚の子（本人（＊２）またはその配偶者と別居の、本人（＊２)またはその配偶者の未婚の子） （ｅ）（ａ）から（ｄ）までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(＊４)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
受託物賠償責任補償特約	

(＊1)家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
(＊2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
(＊3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
(＊4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容
保険金をお支払いする場合は11～13ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
11～13ページをご参照ください。
② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
14～15ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要
11～15ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件
ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.（2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」＜ご契約の引受範囲＞＜ご契約の引受範囲外＞をご参照ください。
また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、3～4、7の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

2. 保険料
保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「交通事故危険のみ補償特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。
3. 保険料の払込方法について
表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無
ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は茨城県庁生活協同組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】
①被保険者(＊)の「職業・職務」（「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）
（＊）家族型または夫婦型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
②他の保険契約等(＊)に関する情報
(＊)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。（「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）

【通知事項】
①職業・職務を変更した場合、②新たに職業に就いた場合、③職業をやめた場合
また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞
下記以外の職業

＜ご契約の引受範囲外＞
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

（3）その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(＊)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領された ことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
（＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b. この保険契約(*)を解約すること。

(＊)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約	**自動車保険** 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

14～15ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

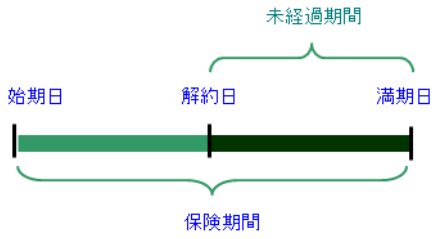

8. 保険会社破綻時等の取扱い

22ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

25ページをご参照ください。

「この保険に関するお問合わせは」「三井住友海上へのご相談・苦情・お問合せは」「万一、ケガをされたり、病気になられた場合は」「指定紛争解決機関」は33ページをご参照ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS＆AD型））

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。
なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入セット	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　ー：被保険者の対象外）		
本人型	本人（＊）	配偶者	その他親族
	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人（＊）のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療費用保険金補償特約	

（＊）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2)補償内容
保険金をお支払いする場合は16～17ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
16～17ページをご参照ください。
②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
18～19ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要
16～19ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、5ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください

2. 保険料
保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について
表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無
ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS＆AD型））

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は茨城県庁生活協同組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等(＊)に関する情報

（＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」

③被保険者の健康状況告知

（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

（2）その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(＊)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

（＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(＊)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(＊)を解約しなければなりません。

①この保険契約(＊)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(＊)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(＊)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（＊）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

18～19ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

（1）保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

（2）分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
　ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、
　追加のご請求をさせていただくことがあります。

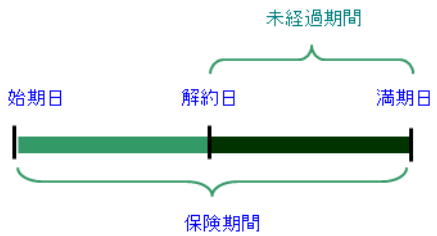

8. 保険会社破綻時等の取扱い

22ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

25ページをご参照ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

（1）現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

（2）新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS＆AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店･扱者】
株式会社ひばり(県庁生協の出資法人) TEL 029-231-1277

三井住友海上へのご相談･苦情･お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 ０１２０－６３２－２７７ （無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店･扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120－258－189(無料)
事故はいち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル(全国共通･通話料有料)〕0570－022－808
･受付時間[平日　9:15～17:00(土日･祝日および年末年始を除きます)]
･携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
･おかけ間違いにご注意ください。
･詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

総合傷害補償プラン・交通事故傷害プランについての問い合わせ先

＜代理店・扱者＞

株式会社ひばり（幹事代理店・県庁生協の出資法人）水戸市桜川２－３－３０
TEL ０２９（２３１）１２７７

株式会社カワシマ（非幹事代理店）

＜引受保険会社＞
三井住友海上火災保険株式会社 茨城支店水戸支社（幹事会社）
TEL ０２９（２２４）３３５５

損害保険ジャパン株式会社（非幹事会社）

病気補償プランについての問い合わせ先

＜代理店・扱者＞

株式会社ひばり（県庁生協の出資法人）水戸市桜川２－３－３０
TEL ０２９（２３１）１２７７

＜引受保険会社＞
三井住友海上火災保険株式会社 茨城支店水戸支社
TEL ０２９（２２４）３３５５

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

＊ メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。
詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

◆メンタルヘルス相談
平　日 9:00～21:00
土曜日10:00～18:00
■上記以外
年中無休24時間対応

■健康・医療相談
日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談
＜疾病補償プラン加入者限定＞
メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
＊対面によるご相談は予約制で、１回50分以内、１人につき年間５回までとなります。

■診断サポートサービス
（各種人間ドック・ＰＥＴ検査機関紹介、健康チェックサービス）
提携機関をご紹介します。
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供
「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
＊セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見をいいます。

■医療機関総合情報提供
地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談
女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介　護

年中無休24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供
老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談
介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症に関する情報提供と悩み相談
社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談
認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談

平日14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）
個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談
個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日10:00～17:00

■子育て相談（12才以下）
妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供
冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介
●福祉機器および介護用品のレンタル・販売
●緊急通報サービス
●ベビーシッター

健康・介護ステーション
インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号
サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

＊平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
＊お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
＊本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
＊本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故のご連絡・ご請求先

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は、遅滞なく代理店・扱者または
下記にご連絡ください。
２４時間３６５日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

０１２０－２５８－１８９（無料）

事故はいち早く

組合員番号と以下の内容等についてお伺いしますので、
確認できるものをお手元にご用意ください

【おケガのご連絡】

■証券番号：4000002754

・事故日
・事故場所
・事故状況
・おケガの部位
・おケガの症状
・医療機関名（電話番号）
・入院有無（期間）
・通院有無（期間）
・完治見込み

【病気のご連絡】

■証券番号：4000002797

・病名
・医療機関名（電話番号）
・ 初めて医療機関へ行かれた日
・入院有無（期間）
・手術有無（手術名・手術日）
・通院有無（期間）
・治療歴

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

【 A22-102326 ／承認年月：2023年3月】